

◆議案審議方法におけるメリット・デメリット

	メリット	デメリット
① 大綱質疑 3日 (議案質疑の後に 一般質問)	<ul style="list-style-type: none"> ○議員の質疑の機会が増える。(1回→2回) ○議案質疑終了後に一般質問に入るため、大綱質疑の質疑・質問時間が有効に活用できる。(案③との比較) ○議会日程に影響がないため、5月定例会から実施可能。 	
② 大綱質疑 4日 (議案質疑の後に 一般質問)	<ul style="list-style-type: none"> ○日程が1日増えることにより、発言時間の充実が図られる。(38分→50分) ○議員の質疑の機会が増える。(1回→2回) ○議案質疑終了後に一般質問に入るため、大綱質疑の質疑・質問時間が有効に活用できる。(案③との比較) 	<ul style="list-style-type: none"> ○本会議が1日増えるため、11月定例会から実施することとなる。
③ 大綱質疑 4日 + (議案質疑 1日) 一般質問 3日	<ul style="list-style-type: none"> ○議案審議の日程を別枠で1日設けることにより、議案審議の充実がより明確になる。 ○日程が1日増えることにより、発言時間の充実が図られる。(議案質疑として別途6分) ○議員の質疑の機会が増える。(1回→2回) 	<ul style="list-style-type: none"> ○議案質疑者が少ない場合、大綱質疑1日目の終了時間が早く、有効な時間活用ができない。(案①との比較) ○本会議が1日増えるため、11月定例会から実施することとなる。